

2 豊 文 号 外
令和 2 年 4 月 9 日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とした文化施設利用取消しにかかる
支払い済み施設利用料金還付対象となる期間の延長について
(令和 2 年 4 月 9 日時点)

先日、本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関しまして、令和 2 年 4 月 15 日まで、原則として、市が主催するおおよそ 50 人規模以上のイベントの中止や延期、規模縮小等の対応をとっていくこととし、文化施設を利用予定のイベント主催者の皆さまにおかれましても、この趣旨をご理解いただき、それぞれの状況に応じた対応をとっていただくようお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、キャンセル料金をいただくことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させて頂いておりましたが、対象となる期間を令和 2 年 4 月 30 日から令和 2 年 5 月 31 日まで延長することといたしました。詳しくは各施設にお問い合わせください。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2875 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |